

2015 (平成27) 年度
京都市多文化施策審議会 報告書

京都市多文化施策審議会
2016年(平成28年)3月

目次

| | | |
|-----|----------------------------------|----|
| I | はじめに | 1 |
| II | 京都市への提言 | 3 |
| | 1 「外国人と共生している」という日本人の意識の向上を図ること | 4 |
| | 2 相互理解を進めるための人材を育成すること | 6 |
| | 3 「やさしい日本語」を含めた多言語による情報発信を強化すること | 8 |
| III | おわりに | 11 |
| IV | 資料 | 13 |
| | 1 2015（平成27）年度会議について | 14 |
| | 2 2014（平成26）年度提言を受けての京都市の取組 | 16 |
| | 3 京都市における外国籍の住民基本台帳登録者数 | 18 |
| | 京都市多文化施策審議会第3期委員名簿 | 20 |
| | 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄） | 21 |
| | 京都市多文化施策審議会規則 | 23 |

I はじめに

1200年を超える歴史と文化が息づくまち・京都においては、目指すべき都市の理想像として、昭和53年に「世界文化自由都市宣言」が行われ、その実現を期して、「京都市国際化推進大綱」が策定されました。また、京都市基本計画においても国際化に関わる施策として、「多文化が息づくまちづくりの推進」を掲げ、取組が進められています。

京都市においては、在日韓国・朝鮮人が減少する一方、日本国籍取得者、日本人との国際結婚による子ども、さらには中国帰国者など多様な文化的背景を持つ人々が増加しています。国際化の進展によって、国籍や民族の異なる人々が互いに文化的な違いを認め、対等な関係を築いて共に生きていくため、多文化共生社会の構築に向けた取組が重要な課題になっています。

多文化共生社会の実現に向けて、教育、福祉、防災など多岐に渡り、外国籍市民、日本国籍を持ちながらも多様な文化的背景を持つ人々、地域住民が連携して取り組むことが求められます。そのため、私たち京都市多文化施策審議会第3期委員は、2箇年に渡って「地域に根付いた多文化共生のまちづくり」というテーマで、検討を行いました。

平成26年度は（1）日本語学習への支援と活動者への理解について、（2）多文化を理解する能力向上と多文化共生を広める人材育成について、（3）多文化共生活動に係る活動拠点の機能強化と設置についての3項目の提言を行いました。平成27年度も地域単位で多文化共生に向けた取組をどのように進めていくべきか、そのためには何が課題なのかについて、議論を重ねてまいりました。

京都市においては、外国籍市民等に向けた相談対応、生活支援、通訳派遣事業等、様々な取組が実施されています。加えて、外国籍市民等との共生に向けた「意識の問題」「制度上の問題」「コミュニケーションの問題」等の解決のための取組も求められています。

以上の問題への解決に向けて、私たちはこの提言書をまとめました。この提言を踏まえ、すべての人々が暮らしやすく、活躍できるまちづくりの推進を切望いたします。

京都市多文化施策審議会 座長 西岡 正子

II きょう と し 京都市ていげんへの提言

じ * 次いこうページ以降，かせん かしょ 下線箇所は各提言内容の重点かくていげんないようポイント，じゅうてん ゴシック表記箇所は今後の取組ひょうき かしょの方向こんご性とりくみを示している。ほうこう

【提 言 1】

「外国人と共生している」という日本人の意識の向上を図ること

【背景と取り組むべき事項】

地域での多文化共生を推進するに当たって、一番身近なコミュニティである自治会・町内会の存在は大きく、京都市では、平成24年4月1日に「京都市地域コミュニティ活性化条例」を施行し、地域の誰もが安心して暮らすことができる地域コミュニティの実現に向け、取組を推進している。この条例施行後、平成24年度に実施した「自治会・町内会アンケート」(※1)では、自治会・町内会の代表者は60歳代に次いで、70歳代が多いことがわかっている。一方、同年度に実施した「市政総合アンケート「京都市の国際化」」(※2)によると、「地域に住む外国籍市民等との近所づきあい(生活情報の交換、互いの文化の学びあいなど)」に関心があると答えた60歳代、70歳代以上の割合が他の年代に比べ低いことが明らかになっている。

これらのことから、地域での多文化共生を推進するためにはまず、自治会・町内会の代表者をはじめとした地域住民が、外国籍市民や多様な文化的背景を持つ人々と共に暮らしているという意識の向上を図ることが重要であると考えられる。

このため、地域住民向けの啓発活動や多文化理解学習の機会を提供することが必要である。例えば、地域における回覧チラシを多言語表記で作成することにより、「日本語以外を母国語とする人々と一緒に暮らしている」ことを日常生活において意識するきっかけになり得ると考えられる。また、「外国人女性の会パルヨン」では、外国籍市民等を対象とした生活ガイドブックを作成するとともに、外国籍市民等と日常的に関わることについての日本人の理解を深めるための日本人向け小冊子の作成も検討している。さらに、「アサイーの会」では、ブラジルの文化紹介やポルトガル語講座の実施を通して、ブラジルへの理解の場を提供している。

地域に住む外国籍市民等と、自治会・町内会等の地域団体の役員等の関係者が懇談し、課題や事情を把握できる機会があれば、自治会・町内会組織がより活性化し、地

いきない きずな きょうか
域内の絆が強化されると言える。

ぐたいきてとりくみ すす がいこくせきし みんとう にほんじん かちかん
これらの具体的取組を進めることにより、外国籍市民等からみた日本人の価値観や
せかい たよう かちかん し かんが
世界の多様な価値観を知ることにつながると考えられる。

※1 自治会・町内会アンケート

へいせい ねん がつついたち どうねん がつ にちじっし ちようさたいしやう じちかい ちやうないかい けん
2012（平成24）年10月1日～同年12月31日実施。調査対象は自治会・町内会など6,590件、
かいとうすう けん かいしやうりつ
回答数3,721件。（回収率56.5%）

<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000152468.html>

※2 市政総合アンケート「京都市の国際化」

へいせい ねん がつ にち どうねん がつ にちじっし ちようさたいしやう さいいじやう しみん にん ゆう
2013（平成25）年1月17日～同年1月31日実施。調査対象は20歳以上の市民3,000人、有
こうかいしやうすう にん かいしやうりつ
効回収数1,184人。（回収率39.5%）

<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000160770.html>

【提 言 2】

相互理解を進めるための人材を育成すること

【背景と取り組むべき事項】

2011年の東日本大震災の発生以降、高齢者や障がいのある人々、そして外国籍市民や外国に文化的背景を持つ人々を含めた、地域での助け合いや日頃からの地域でのコミュニケーションの重要性が指摘されている。しかし、地域内において、どこにどのようなサポートを必要とする人々が居住しているかという実態が把握できず、支援ができないといった課題がある。このことは地域内における日本人と外国籍市民等の間の相互理解が進まず、地域内での孤立者を生み出す要因の一つとなっている。

そのため、自治会・町内会、地域女性会や社会福祉協議会等の地域団体との連携、またこれらの団体と居住する外国籍市民等の橋渡し役を担う人材を育成することが重要である。

南区東九条地域では、空き家になっている住居を地域のために提供したい個人と、留学生に安価でかつ安心して暮らすことのできる住環境を整備したい「NPO法人アジアの希望300」の意向が合致し、留学生のための住宅「ホーム・光」が完成した。この留学生住宅の完成には、京都市地域・多文化交流ネットワークサロンの職員によるコーディネートが不可欠だったという。また、伏見区向島にある「愛隣館研修センター」では、中国帰国者をはじめとした多様な文化的背景を持つ人々が多く居住している地域特性を踏まえ、外国籍市民等に対する相談対応や広報誌での異文化紹介等を行っている。これらに加え、同センターは行政や住民組織、学校等が参画するネットワーク組織に加盟し、情報交換や要望活動を通して地域のコーディネーター機能も担っている。

また、京都市、京都橘大学及び伏見区の醍醐中山団地町内連合会の3者は、平成26年10月に、留学生を含む同大学学生の団地の空き部屋への入居を機として、

だん ち ない こうりゅうきよてん せつ ち きょうてい ていけつ とりくみ こうれい か あ じゅう こ ふ
団地内に交流拠点を設置する協定を締結した。この取組は、高齢化で空き住戸が増
えた同団地の活性化を目的とし、行政・地域・大学（民間）が連携し、地域コミュ
ニティの活性化と空き家問題の解消を実現したモデルケースと言える。

ち いき こうりゅう れんけい さまざま ばいたい とお ひろ しょうかい
これらの地域における交流、連携のモデルケースを様々な媒体を通して広く紹介、
はっしん もと じょうほう ち いき おのおの とりくみ
発信することが求められている。これらの情報は、地域における各々の取組につい
ぐ たいてき も ち いき じつじょう おう とりくみ すいしん うなが
ての具体的なイメージを持ちやすくし、地域の実情に応じた取組の推進を促すこと
になる。これらは日本人も外国籍市民等も互いの文化を尊重し、助け合える地域づ
くり及び、そのような地域を支える人材の育成につながると考える。

【提 言 3】

「やさしい日本語」を含めた多言語による情報発信を強化すること

【背景と取り組むべき事項】

外国籍市民や多様な文化的背景を持つ人々については、日本の生活習慣・制度等の基礎知識が少ない、日本語でうまくコミュニケーションを取れないといった場合が多いため、日常生活における地域住民相互のつながりが希薄となり、孤立しがちである。

とりわけ、地震や台風などの災害時に使われる日本語は、「避難指示」「避難勧告」などの専門用語や普段聞き慣れない言葉が多く使われ、外国籍市民等に対して情報が十分に伝わっていない状況にある。

こうした中、全国各地で「やさしい日本語」を普及するための取組が行われている。

「やさしい日本語」は、阪神・淡路大震災をきっかけに、弘前大学人文学部社会言語学研究室において、災害時に外国籍市民等に対して素早く正確に情報を伝える手段として考案されたものであり、日常のコミュニケーションの場での活用も可能である。

そのため、行政のみならず「やさしい日本語有志の会」などの民間団体においても、研修会や勉強会などの取組が積極的に行われている。

今後、「やさしい日本語」を言語の一つとして位置付け、外国籍市民等に向けて情報発信する際には、「やさしい日本語」も含めた多言語による情報提供を行うことが重要である。

例えば、アメリカの美術館には、来館者が音声ガイドを利用する際に「イーゲーティングリッシュ」を選択できる施設があり、ネイティブが話す言葉を理解することが難しい方に配慮している。日本においても、こうした取組は重要であり、言葉の壁を取り除く取組が必要である。

また、情報発信がなされていても、外国籍市民等が情報の存在そのものを知らない、その情報の重要性を理解できていない場合も多い。そのため、情報発信にあたっては、

フェイスブックなどのソーシャルメディアの活用や、地域の窓口となる自治会・町
ないかいとう つう こうほう はっしんほうほう くふう ひつよう
内会等を通じた広報など、発信方法を工夫する必要がある。

このような取組を行うことにより、外国籍市民等が孤立することなく、安心して
かいてき せいかつ おく ちいき たす あ ささ あ すす
快適な生活を送ることができ、地域で助け合い、支え合えるまちづくりを進めるこ
とができる^{かんが}と考える。

Ⅲ おわりに

私たち京都市多文化施策審議会第3期委員はこの2年間、「地域に根付いた多文化共生のまちづくり」をテーマに議論を重ねてきました。その中で、「多文化共生社会とは、ありのままの自分が受け入れられる社会」ではないかという意見が出ました。「ありのままを受け入れられる」ことは、個人の好き勝手な行動が許されることではありません。生まれ育った環境が異なれば、考え方や文化、生活様式が多種多様で、「こんな異なる考え方や文化があるんだ」、「当たり前と思っていることが当たり前ではないかもしれない」と事実を受け止め、違いを認める社会のことだと考えます。

京都市内には、4万人を超える外国籍市民や多様な文化的背景を持つ人々が住んでおられます。しかし、外国籍市民等と日頃接することがない日本人も少なくありません。学校教育、家庭教育、社会教育のあらゆる場面において、様々な文化を知り、多文化共生について学ぶ機会づくりが必要です。

京都はどんなまちを目指しますか。10年後、20年後の京都はどんなまちになっているのでしょうか。日本人も外国籍市民等も誰もが安心して暮らせる多文化が息づくまちづくりを推進する上で、短期的に解決できる課題もあれば、長期的に継続して取り組む必要がある課題もあります。それを理解した上で、今後も引き続き、行政も市民も他人事ではなく自分のこととして多文化共生に関わっていく必要があると考えています。

京都市多文化施策審議会第3期委員 一同

IV しりょう 資料

1 2015 (平成27) 年度会議について

2015 (平成27) 年度には、「地域に根付いた多文化共生のまちづくり」をテーマに4回の会議を開催しました。会議ごとに各分野の関係者からこれまで関わってきた多文化共生の取組について報告いただき、議論しました。

第1回会議

日時：2015 (平成27) 年6月29日 (月)

場所：京都市役所

議題：地域単位での多文化共生の展開について 1

報告：「外国人女性の会「パルヨン」の活動について」

(報告者：外国人女性の会「パルヨン」主宰 ハッカライネン ハヤサキ・ニーナ氏)

「多文化背景を地域で活かす ブラジルと日本」

(報告者：タカノ・ヴィオレッタ・ミサキ委員)

第2回会議

日時：2015 (平成27) 年8月31日 (月)

場所：京都市地域・多文化交流ネットワークサロン

議題：地域単位での多文化共生の展開について 2

報告：「空き家を活用した留学生の居場所の設置と地域との交流の取組」

(報告者：北海道大学名誉教授 山下幹雄氏)

NPO 法人 アジアの希望300 姜直子氏)

「多文化共生におけるコーディネーター機能について」

(報告者：辻早苗委員)

だい かいかい ぎ
第3回会議

にち じ へいせい ねん がつ にち もく
日 時：2015（平成27）年11月12日（木）

ば しょ きょうと しやくしょ
場 所：京都市役所

ぎ だい じょうほうはっしん たげんご にほんご じょうほうはっしん とりくみとう
議 題：情報発信～多言語や「やさしい日本語」での情報発信の取組等～

ほう こく がいこくじん にほんご
報 告：「外国人のための「やさしい日本語」

ほうこくしゃ にほんご ゆうし かい じ むきょく はなおかまさよし し すぎもとあつこ し
（報告者：「やさしい日本語有志の会」事務局 花岡正義氏，杉本篤子氏）

だい かいかい ぎ
第4回会議

にち じ へいせい ねん がつ にち か
日 時：2016（平成28）年1月26日（火）

ば しょ ほんのうじ ほんのうじ ぶんか かいかん
場 所：ホテル本能寺（本能寺文化会館）

ぎ だい へいせい ねん ど ていげん
議 題：「2015（平成27）年度提言について」

かい ぎ おも いけん ていげん はんえい のぞ
会議での主な意見（提言に反映されたものを除く。）

- 1 「火の用心」の拍子木の音が来日当初は知らなかったという経験があるので、新しく京都で生活する外国人にとって、生活ガイドブックは大変助かると思う。
- 2 外国人といっても、来日直後の方や長期滞在の方、子どもや高齢者とそれぞれ立場で必要な支援が異なるため、きめ細やかなサービスが必要になる。
- 3 日本語をどのように言えばやさしく、わかりやすくなるか、窓口担当者を対象とした具体的な実習，研修をやってほしい。
- 4 「やさしい日本語」の研修を，京都に新しく来た人向けのパッケージにできたらいいと思う。

2 2014 (平成26)年度提言を受けての京都市の取組

昨年度(2014(平成26)年度)の本審議会からの提言を受けて、京都市では下記のとおり新たな事業への着手や既存事業の拡大など、さまざまな取組が進められています。

【提言1】日本語学習への支援と活動者への理解について

- 1-1: 日本語学習をする子どもたちの文化的背景などを踏まえた、適切な支援や取組を充実させること
- 1-2: 日本語学習者をサポートする活動者が行っている活動内容の重要性を理解し、活動しやすいよう環境整備を進めること

【2015(平成27)年度の取組】

(1) 日本語指導担当教員に対する研修の充実

平成26年度から「特別の教育課程による日本語指導」を実施し、日本語指導が必要な児童・生徒に対してきめ細かな個別指導を行っている。平成27年度においては日本語指導担当教員への研修を充実し、質の向上を図った。

(2) 「日本語指導の手引」(平成27年4月第2版)の作成

平成26年度からの「特別の教育課程」による日本語指導の実施に伴い、主に来日後の児童・生徒を受け入れる学校を対象に、「日本語指導の手引」(平成27年4月第2版)を作成し各校へ配布した。

(3) 留学生による母語支援活動

平成27年度から、留学生を市立小・中学校に派遣し、来日後で日本語の理解が十分でない児童・生徒に対し、母語による授業中の学習支援や会話のサポート等を行い、子どもたちの学校生活への適応を促進するための支援活動を開始した。

(4) 多文化学習推進プログラムの充実

京都市立学校の小中学生を対象に、外国人留学生をはじめとする外国に文化的背景を持つ方等とのふれ合いを通して、その文化や言葉に慣れ親しむことで、国際理解教育を推進している。

とりわけ、平成27年度は、学校への留学生派遣制度(公財)京都市国際交流協会「国際理解プログラムPICNIK」等の活用により、留学生の派遣回数を拡充することで事業の充実を図った。

【提 言 2】多文化を理解する能力向上と多文化共生を広める人材育成について

2-1：多文化を理解するための様々な機会の創出を行うこと

2-2：幅広い層を視野に入れ、多文化共生を広める人材育成を長期的に行うこと

【2015（平成27）年度の取組】

(1) 地域・多文化交流ネットワークサロンにおける担い手育成事業の充実

南区東九条地域を中心に実施している地域・多文化交流ネットワーク促進事業では、これまでから地域交流・多文化交流に取り組む人材の育成を進めてきたところであるが、今後、多文化共生の取組を一層推進するため、本事業を再構築し、担い手養成の取組を充実していく。

(2) kokokaボランティア人材育成事業の充実

京都市国際交流会館では、平成26年度から登録ボランティアの知識と理解を深めるため、韓国や中国など東アジアに関する学び場の提供を行った。

平成27年度は、当該ボランティアの国際交流イベントの企画・運営への参加を通じ国際交流の担い手養成を推進した。

(3) 留学生支援のための「ウェルカム・パッケージ」を通じた日本人学生との交流促進

平成27年度は、来日直後の留学生を支援する取組である「ウェルカム・パッケージ」を試行実施し、日本人学生等との交流機会の提供を行った（平成28年度から本格実施予定）。

【提 言 3】多文化共生活動に係る活動拠点の機能強化と設置について

3-1：拠点における相互の連携や各拠点における人材育成などを進めることで拠点の機能強化に努めること

3-2：既存の拠点のみで活動を行うだけでなく、更なる活動拠点を設け、より広い範囲の対象の方へ取組を広げることが必要である

【2015（平成27）年度の取組】

(1) kokokaボランティア人材育成事業の充実（再掲）

京都市国際交流会館では、平成26年度から登録ボランティアの知識と理解を深めるため、韓国や中国など東アジアに関する学び場の提供を行った。

平成27年度は、当該ボランティアの国際交流イベントの企画・運営への参加を通じ国際交流の担い手養成を推進した。

(2) 地域・多文化交流ネットワークサロンを通じた関係機関のネットワーク強化

地域・多文化交流ネットワーク促進事業では、地域交流、多文化交流を進める関係団体等とのネットワークの構築を進めてきた。今後、京都市国際交流会館や伏見青少年活動センター等、多文化共生に関わる関連施設等とより緊密な連携を促進し、多文化共生の一層の推進を図っていく。

3 京都市における外国籍の住民基本台帳登録者数

(1) 国籍別 外国籍の住民基本台帳登録者数

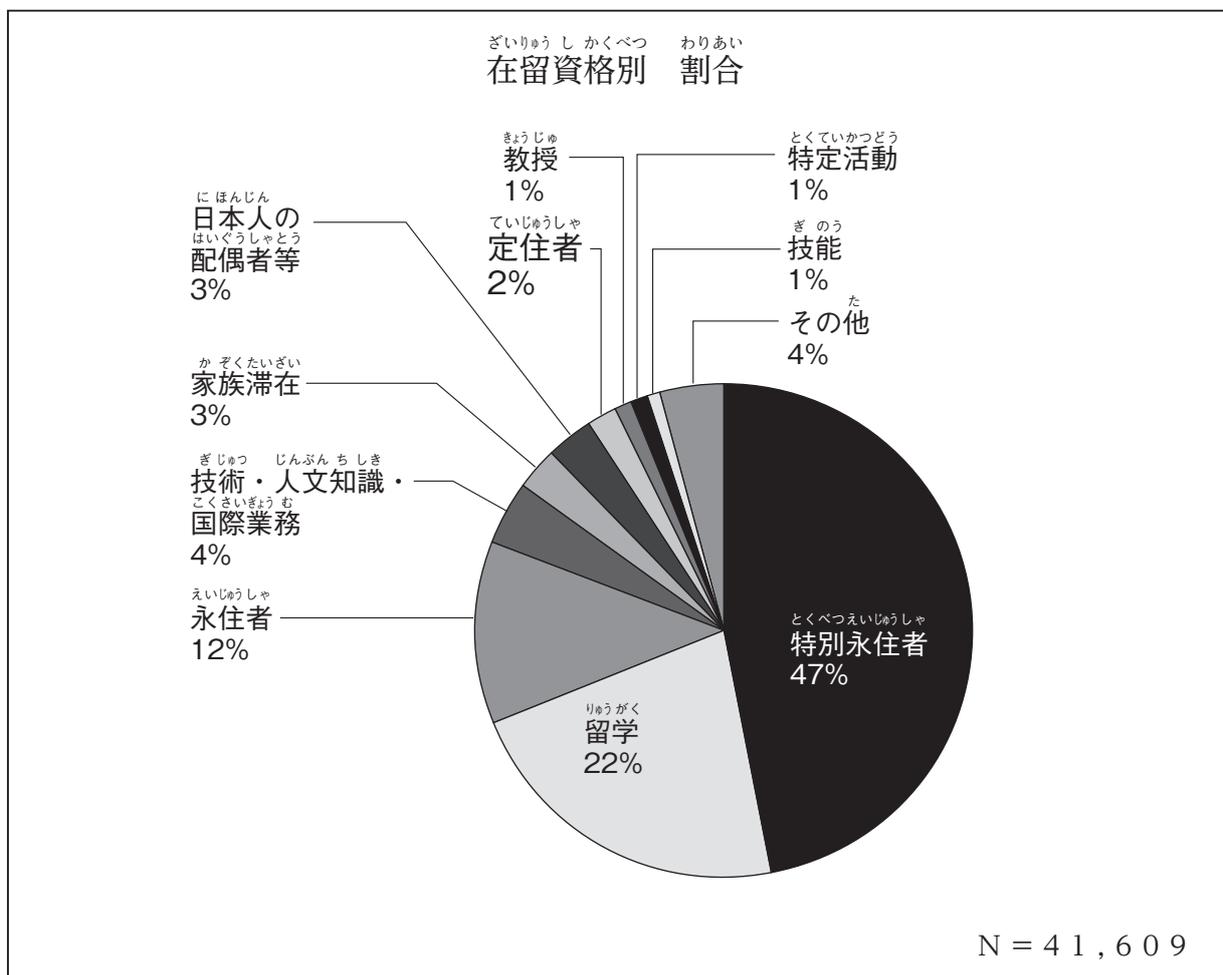
2015年(平成27)年12月末現在 (単位:人)

| 国籍(出身地) | 登録者数 | 国籍(出身地) | 登録者数 | 国籍(出身地) | 登録者数 |
|----------|--------|----------|------|------------------|--------|
| 韓国 | 20,679 | ケニア | 18 | クロアチア | 3 |
| 中国 | 9,882 | アフガニスタン | 17 | スワジランド | 3 |
| 朝鮮 | 1,642 | コンゴ民主共和国 | 17 | タジキスタン | 3 |
| 台湾 | 1,205 | デンマーク | 16 | ブルネイ | 3 |
| 米国 | 994 | ノルウェー | 16 | ベネズエラ | 3 |
| ベトナム | 919 | ポルトガル | 16 | モザンビーク | 3 |
| フィリピン | 914 | ナイジェリア | 15 | モロッコ | 3 |
| インドネシア | 499 | ウズベキスタン | 14 | リトアニア | 3 |
| フランス | 459 | コロンビア | 14 | アイスランド | 2 |
| タイ | 366 | チェコ | 13 | エルサルバドル | 2 |
| 英国 | 351 | サウジアラビア | 12 | カーボヴェルデ | 2 |
| ドイツ | 267 | アルゼンチン | 11 | キューバ | 2 |
| インド | 261 | エチオピア | 11 | クウェート | 2 |
| カナダ | 235 | チリ | 11 | ジンバブエ | 2 |
| ネパール | 231 | シリア | 10 | トルクメニスタン | 2 |
| オーストラリア | 210 | ギリシャ | 9 | バーレーン | 2 |
| マレーシア | 172 | ボリビア | 9 | フィジー | 2 |
| イタリア | 146 | ラオス | 9 | ブータン | 2 |
| ロシア | 140 | リビア | 9 | ホンジュラス | 2 |
| ブラジル | 132 | ジャマイカ | 8 | マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 | 2 |
| エジプト | 99 | タンザニア | 8 | モーリシャス | 2 |
| スウェーデン | 92 | アゼルバイジャン | 7 | モーリタニア | 2 |
| ミャンマー | 85 | ウガンダ | 7 | モルドバ | 2 |
| スペイン | 82 | カザフスタン | 6 | ラトビア | 2 |
| ペルー | 71 | スーダン | 6 | ルクセンブルク | 2 |
| モンゴル | 66 | セルビア | 6 | アラブ首長国連邦 | 1 |
| トルコ | 63 | パラグアイ | 6 | アルジェリア | 1 |
| ニュージーランド | 62 | ヨルダン | 6 | アルバニア | 1 |
| メキシコ | 61 | イエメン | 5 | カメルーン | 1 |
| バングラデシュ | 59 | スロバキア | 5 | ガンビア | 1 |
| イラン | 56 | トンガ | 5 | ギニア | 1 |
| シンガポール | 50 | マリ | 5 | グアテマラ | 1 |
| オランダ | 49 | エクアドル | 4 | グレナダ | 1 |
| スリランカ | 49 | エストニア | 4 | コートジボワール | 1 |
| フィンランド | 43 | ガボン | 4 | ザンビア | 1 |
| ベルギー | 40 | グルジア | 4 | シエラレオネ | 1 |
| カンボジア | 37 | スロベニア | 4 | セルビア・モンテネグロ | 1 |
| スイス | 35 | セネガル | 4 | ニジェール | 1 |
| パキスタン | 35 | チュニジア | 4 | ハイチ | 1 |
| ルーマニア | 35 | ニカラグア | 4 | パプアニューギニア | 1 |
| アイルランド | 34 | パレスチナ | 4 | パラオ | 1 |
| イスラエル | 29 | ブルキナファソ | 4 | ベナン | 1 |
| ウクライナ | 29 | ベラルーシ | 4 | ボツワナ | 1 |
| ハンガリー | 29 | マダガスカル | 4 | モルディブ | 1 |
| ポーランド | 24 | レバノン | 4 | モンテネグロ | 1 |
| 南アフリカ共和国 | 23 | アンゴラ | 3 | リベリア | 1 |
| ブルガリア | 21 | オマーン | 3 | 無国籍・未確定 | 38 |
| オーストリア | 20 | ガーナ | 3 | 合計(144 箇国・地域) | 41,609 |
| キルギス | 19 | キプロス | 3 | | |

(2) 在留資格別 外国籍の住民基本台帳登録者数

2015年(平成27)年12月末現在 (単位:人)

| 在留資格 | 人数 |
|--------------|--------|
| 特別永住者 | 19,497 |
| 留学 | 9,115 |
| 永住者 | 5,124 |
| 技術・人文知識・国際業務 | 1,471 |
| 家族滞在 | 1,458 |
| 日本人の配偶者等 | 1,358 |
| 定住者 | 711 |
| 教授 | 552 |
| 特定活動 | 504 |
| 技能 | 298 |
| その他 | 1,521 |
| 総数 | 41,609 |



きょうとしたぶんか しざくしんぎ かいだい き いんめいぼ
京都市多文化施策審議会第3期委員名簿

けいしりやく こじゅうおんじゆん
(敬称略・五十音順)

| | し めい 氏 名 | しよくめい こくせき はいけい くに 職名又は 国籍・背景となる国 |
|------------------|-----------------------|--|
| 指 名 委 員 | あんどう 安藤いづみ | こうざい きょうと りじ (公財) 京都YWCA理事 |
| | にしおかしょうこ 西岡正子 ※ 座長 | きょうと しだんじよきょうどうさんかく かんちよう 京都市男女共同参画センター館長 ぶつぎょうだいがくきょういくがく ぶきょうじゆ 佛教大学教育学部教授 |
| | はまだまり 浜田麻里 | きょうと きょういくだいがくきょうじゆ 京都教育大学教授 こうざい きょうと しこくさいこうりゅうきうかいりじ (公財) 京都市国際交流協会理事 |
| | みずのあつお 水野篤夫 | こうざい きょうと し (公財) 京都市ユースサービス協会事業部長 (常任理事) |
| | やまうちきよし 山内清 | きょうと しこくさいこうりゅうかいかんかんちよう 京都市国際交流会館館長 こうざい きょうと しこくさいこうりゅうきうかいせんむりじ (公財) 京都市国際交流協会専務理事 |
| 公 募 委 員 | オダン・シルビー | [フランス] |
| | きのもと 木之本マリル | [フィリピン] |
| | きんじよんて 金正泰 | かん こく [韓 国] |
| | さいりゅうにち 蔡龍日 | ちゆう こく [中 国] |
| | タカノ・ヴィオレッタ・ミサキ | [ブラジル] |
| | つじさなえ 辻早苗 | にほん [日 本] |
| | みほとしゆき 三保俊幸 | にほん [日 本] |

- 任期は2014 (平成26) 年4月1日から2016 (平成28) 年3月31日
までの2年間
- 指名委員は市長が適当と認めた者を委嘱
- 公募委員は市民から公募により選出

きょうと ししつこう きかん ふぞくきかん せつちとう かん じょうれい しょう
京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例 (抄)

しゆし
(趣旨)

だい じゅう だいいち じょうれい ほうりつまた た じょうれい べつ さだ しつこうきかん ふぞくきかん せつちとう
第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等
かん ひつよう じこう さだ
に関し必要な事項を定めるものとする。

せつち
(設置)

だい じゅう だいに じょう 市長及び教育委員会 (以下「市長等」という。) に 附属機関を置き、その名称、担任す
る事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が
1年以内の附属機関を置くことができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に
ほうこく
報告しなければならない。

いじん いしよくとう
(委員の委嘱等)

だい じゅう だいに じょう 附属機関 (前条第1項及び第2項の附属機関をいう。以下この条、次条第1項及び第5
じょう だいに じょう 条から第8条までにおいて同じ。) の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関
が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命す
る。

いじん にんき とくそくとう
(委員の任期の特則等)

だい じゅう だいに じょう 第2条第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間
とする。

2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

とくべつ いんおよ せんもん いん
(特別委員及び専門委員)

だい じゅう だいに じょう 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、
せんもん じこう ちゆうさ ひつよう とくべつ いん
専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、
市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に
関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

ぶかい
(部会)

だい じゅう だいに じょう 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認
めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることが
できる。

ひみつ まも り ぎむ
(秘密を守る義務)

だい じゅう だいに じょう 附属機関の委員 (特別委員及び専門委員を含む。) は、職務上知り得た秘密を漏らして
はならない。その職を退いた後も、同様とする。

いじん
(委任)

だい じゅう だいに じょう 第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(中略)

別表 (第2条関係)

1 市長の附属機関

| 名 称 | 担任する事務 | 委員の定数 | 委員の任期 |
|-----------------|--|-------|-------|
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 京都市多文化 施策審議会 | 地域における多文化共生（国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。）の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。 | 12人以内 | 2年 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |

2 (以下略)

きょうと したぶんか しさくしんぎかいきそく
京都市多文化施策審議会規則

しゆし
(趣旨)

だい じゅう だいいち じょう きそく きょうとし しつこうきかん ふぞくきかん せつちとう かん じょうれいだい じょう きてい もと
第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、
きょうと したぶんか しさくしんぎかい い か しんぎかい かん ひつよう じこう さだ
京都市多文化施策審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

ざちよう
(座長)

だい じょう しんぎかい ざちよう お
第2条 審議会に座長を置く。

2 ざちよう いいん ごせん さだ
座長は、委員の互選により定める。

3 ざちよう しんぎかい だいひよう かいむ そうり
座長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 ざちよう じこ ざちよう しめい いいん しよくむ だいいり
座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

しゅうしゅうおよ ぎじ
(招集及び議事)

だい じょう しんぎかい ざちよう しゅうしゅう ざちようおよ しよくむ だいいり もの ざいにん
第3条 審議会は、座長が招集する。ただし、座長及びその職務を代理する者が在任しないとき
しんぎかい しちやう しゅうしゅう
の審議会は、市長が招集する。

2 ざちよう かいぎ ぎちやう
座長は、会議の議長となる。

3 しんぎかい いいん かはんすう しよくせき かいぎ ひら
審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 しんぎかい ぎじ しよくせき いいん かはんすう けつ か ひどうすう ざちよう けつ
審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ
よる。

5 しんぎかい ひつよう みと いいん いがい もの たい いけん ちんじゆつ せつめい た
審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の
ひつよう きやうりやく もと
必要な協力を求めることができる。

しよくむ
(庶務)

だい じょう しんぎかい しよくむ そうごうき かくきく おこな
第4条 審議会の庶務は、総合企画局において行う。

ほそく
(補則)

だい じょう きそく さだ しんぎかい うんえい かん ひつよう じこう ざちよう さだ
第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

ちゅうりやく
(中略)

ふそく
(附則)

しこうきじつ
(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の公布の日は、平成27年1月8日である。)

きょうと し たぶん か し さくしん ぎ かい
京都市多文化施策審議会
2015 (平成27) 年度報告書

2016 (平成28) 年3月発行

きょうと し たぶん か し さくしん ぎ かい
京都市多文化施策審議会

じ む きょく きょうと し そうごう き かくきょくこくさい か すいしんしつ
事務局：京都市総合企画局国際化推進室

〒 604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 番地

TEL075-222-3072 FAX075-222-3055

E-mail:kokusai@city.kyoto.lg.jp